

令和 3 年度補正予算/令和 4 年度補正予算
「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」（基金事業）の実施体制等

令和 6 年 6 月 3 日
商務サービスグループ
生 物 化 学 産 業 課

令和 3 年度補正予算「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」（基金事業）について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（法人番号：9010005023796）に交付決定（令和 4 月 3 月 14 日）を行い、さらに令和 4 年度補正予算による基金への積み増しにより、同法人への交付決定（令和 5 年 3 月 6 日）を行っております。

令和 6 年 3 月 31 日時点における、事業の実施体制の状況をお知らせします。

○事業概要

創薬に特化したハンズオン支援による事業化のサポートを行う機能を有するものとして国等の認定を受けたベンチャーキャピタル（VC）による一定以上の出資を要件として、創薬ベンチャーが実施する、特に非臨床、第 1 相臨床試験、第 2 相臨床試験の実用化開発等を支援します。

○本事業における委託・外注費率

委託・外注費の実績金額の総額÷事務局業務（経費）における補助金実績額の総額×100
により算出した率

※税込み 100 万円未満の取引も算入する。

7. 8%

○実施体制（税込み 1 0 0 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	機構との関係	住所	実績金額 (税込)	業務の範囲
森・濱田松本法 律事務所	委託先	東京都千代田区 丸の内 2 丁目 6 番 1 号 丸の内パークビ ルディング	10,450,000 円 (令和 5 年度末累計) ※令和 6 年度も 契約予定	創薬ベンチャー エコシステム強 化事業に係る法 律業務の提供

基金設置法人

委託先

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構

森・濱田松本法律事務所